**様式第十四**（第14条の２関係）

| 整理番号（注１） | | |
|---|---|---|

設計認証<br>特定設計認証　申請書

所定の金額の収入印紙を貼り、消印をしないこと。（注２）

年　月　日

［略］

放射性同位元素等の規制に関する法律第12条の２第３項の規定により設計認証<br>特定設計認証を申請します。

［略］

注　１　［略］

２　「所定の金額の収入印紙を貼り、消印をしないこと。」　原子力規制委員会に申請する場合は、手数料の額に相当する収入印紙を貼り付け、登録認証機関に申請する場合は、収入印紙に代えて当該登録認証機関の設計認証業務規程に定めるところによる料金を当該登録認証機関に納付すること。

３　「原子力規制委員会」　登録認証機関に申請する場合は登録認証機関の長宛てとすること。

４～17　［略］

備考１～４　［略］

**様式第十五**（第14条の14関係）

| 整理番号（注１） | | |
|---|---|---|

施　設　検　査　申　請　書

所定の金額の収入印紙を貼り、消印をしないこと。（注２）

年　月　日

［略］

放射性同位元素等の規制に関する法律第12条の８　第１項<br>第２項　の規定により施設検査を申請します。

［略］

**様式第十四**（第14条の２関係）

| 整理番号（注１） | | |
|---|---|---|

設計認証<br>特定設計認証　申請書

所定の金額の収入印紙をはり、消印をしないこと。（注２）

年　月　日

［同上］

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第12条の２第３項の規定により設計認証<br>特定設計認証を申請します。

［同上］

注　１　［同上］

２　「所定の金額の収入印紙をはり、消印をしないこと。」　原子力規制委員会に申請する場合は、手数料の額に相当する収入印紙を貼り付け、登録認証機関に申請する場合は、収入印紙に代えて当該登録認証機関の設計認証業務規程に定めるところによる料金を当該登録認証機関に納付すること。

３　「原子力規制委員会」　登録認証機関に申請する場合は登録認証機関の長あてとすること。

４～17　［同上］

備考１～４　［同上］

**様式第十五**（第14条の14関係）

| 整理番号（注１） | | |
|---|---|---|

施　設　検　査　申　請　書

所定の金額の収入印紙をはり、消印をしないこと。（注２）

年　月　日

［同上］

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第12条の８　第１項<br>第２項　の規定により施設検査を申請します。

［同上］